

監査公表第 686 号

定期監査（工事）の結果を受けて京都市長及び京都市教育委員会が講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 25 年 12 月 25 日

京都市監査委員	大	西	均
同	久	保	勝 信
同	西	村	京 三
同	海	沼	芳 晴

1 平成 24 年度定期監査（工事）（平成 25 年 3 月 29 日監査公表第 679 号）

（都市計画局－1）

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 共通仮設費及び現場管理費の地域補正について</p> <p>工事費の積算において、施工地域が市街地（人口集中地区）の場合、共通仮設費率及び現場管理費率の補正を行うこととされているが、本工事の工事場所はこれに該当するにもかかわらず、共通仮設費率及び現場管理費率の補正值を適用せずに工事予定価格を算定したため、工事費の積算が過小となっていた。</p> <p>共通仮設費及び現場管理費については、工事の施工地域に応じた補正を適切に行い、適正な積算をされたい。</p> <p>（京都市深草第三市営住宅擁壁改修工事 住宅管理課）</p>

## 講 じ た 措 置

共通仮設費及び現場管理費の地域補正について、平成 25 年 4 月 10 日に工事発注課であるすまいまちづくり課において課内会議を開催し、土木担当課長から土木担当職員に対して指摘事項の周知を行い、共通仮設費及び現場管理費の適正な積算について説明するとともに、現在設計・積算を行っている案件について、同様の事例がないかを点検し、適正な積算が行われていることを確認した。

また、都市計画局として同年 5 月 31 日に都市計画局内の技術職員を対象とした研修を実施し、指摘事項等の内容を周知するとともに、問題点の共有を図った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 防音対策経費の積算について</p> <p>直接仮設の災害防止対策については、設計図書によると、防音対策として外周全面及び躯体解体を行う階のバルコニー並びに廊下の内部側に防音シートを設置するとされているが、それぞれ設置期間が異なるにもかかわらず同一の単価で算定したため、工事費の積算が過大となっていた。</p> <p>工事内容に応じた経費を計上し、適正な積算をされたい。</p> <p>(京都市山科市営住宅整備工事ただし、３棟東側棟全面的改善工事 整備支援課)</p>

講 じ た 措 置
<p>防音対策経費の積算について、平成 25 年 5 月 8 日に所属長が課内研修を行い、適正な設計及び積算に努めるよう所属職員に周知するとともに、現在設計・積算を行っている案件について、同様の事例がないかを点検し、適正な積算が行われていることを確認した。</p> <p>また、同月 21 日に、所属長が整備支援課補職者会議で指摘事項の解説資料を基に改めて説明を行い、補職者を通じて所属職員に周知徹底を図った。</p> <p>更に、都市計画局として同月 31 日に都市計画局内の技術職員を対象とした研修を実施し、指摘事項等の内容を周知するとともに、問題点の共有を図った。</p>

指 摘 事 項

ア 工事

(ウ) 産業廃棄物の処理について

廃棄物処理法及び京都市建設リサイクルガイドラインによると、排出事業者（請負者）が建設廃棄物の処理を委託しようとする場合は、委託しようとする業者が許可業者であることを確認するとともに、収集運搬業者、処分業者のそれぞれと書面により契約することとされているが、以下の事例があった。

a 排出事業者（請負者）が、混合廃棄物の収集運搬業者が許可業者であることを確認しておらず、また、契約書も交わすことなく委託していた。

監督員も、発注先の責務である確認を怠っていた。

b 排出事業者（請負者）が、一部の金属くずの処理について、収集運搬業者が許可業者であることを確認しておらず、また、契約書も交わすことなく委託していた。

監督員も、発注者の責務である確認を怠っていた。

建設廃棄物の処理については、関係法令等に基づいて、適正な事務を行うようにされたい。

（京都市深草第三市営住宅増築工事ただし、5棟エレベーター棟増築工事ほか  
工務監理課，すまいまちづくり課）

## 講 じ た 措 置

産業廃棄物の処理について、工務監理課においては、平成 25 年 4 月 15 日に所属長が課内会議において資料を配布し、関係法令等に基づき適正な事務に努めるよう所属職員に周知するとともに、現在進行中の業務について同様の事例がないかを点検し、適正な事務が行われていることを確認した。

また、所属長が今回指摘に至った要因や今後の対応をまとめた資料を作成し、同年 5 月 8 日に開催した職種（建築、電気、機械）ごとの工務監理課担当者会議において説明を行い、周知徹底を図った。

すまいまちづくり課においては、同月 22 日に計画担当課長が評価・除却担当職員に指摘事項を配布して周知するとともに、チェック体制や必要書類等の確認等について資料を基に説明を行った。

更に、都市計画局として同月 31 日に都市計画局内の技術職員を対象とした研修を実施し、指摘事項等の内容を周知するとともに、問題点の共有を図った。

指 摘 事 項
ア 工事 (エ) 住戸の積算について 住戸の積算において、複雑な集計方法を用いたため、一部の設備の員数が図面の戸数と相違していたものがあり、工事費の積算が過大となっていた。 設計図と整合するように、適正な積算をされたい。 (京都市北河原市営住宅新築工事ただし、C・Dブロック棟（仮称）機械設備工事企画設計課)

講 じ た 措 置
住戸の積算について、平成 25 年 5 月 24 日に所属長が課内研修を行い、適正な工事設計及び積算に努めるよう所属職員に周知するとともに、現在設計・積算を行っている案件について同様の事例がないかを点検し、適正な積算が行われていることを確認した。 また、都市計画局として同月 31 日に都市計画局内の技術職員を対象とした研修を実施し、指摘事項等の内容を周知するとともに、問題点の共有を図った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 共通仮設費及び現場管理費の地域補正について</p> <p>工事費の積算において、施工地域が市街地（人口集中地区）の場合、共通仮設費率及び現場管理費率の補正を行うこととされているが、本工事の工事場所はこれに該当するにもかかわらず、共通仮設費率及び現場管理費率の補正値を適用せずに工事予定価格を算定したため、工事費の積算が過小となっていた。</p> <p>共通仮設費及び現場管理費については、工事の施工地域に応じた補正を適切に行い、適正な積算をされたい。</p> <p>(千石荘公園再整備 工事ほか 緑政課，調整管理課)</p>

講 じ た 措 置
<p>共通仮設費及び現場管理費の地域補正について、緑政課においては平成25年7月1日に、また、調整管理課においては同月18日に、課補職者会を開催し、指摘事項の説明を行い、その内容を各補職者から係員に伝達するとともに、緑政課では同月2日付け課長通知「平成24年度定期監査（工事）指摘事項について」により、また、調整管理課では同月18日付け課長通知「平成24年度定期監査（工事）における指摘事項について（通知）」により関係職員に周知した。</p> <p>周知にあたり、設計図書作成時には、工事の施工地域・工事場所を適切に考慮した補正を行い、設計金額の積算に誤りが生じないように、土木工事標準積算基準書、同参考資料等の関係図書の内容を確認し、複数名による設計図書のチェックを強化するなど、積算内容の精査を十分に行うよう徹底した。</p> <p>更に、建設局の取組として、指摘事項等を局内各課に周知するため、同年6月19日に通知を行った。</p> <p>また、同年8月11日の基準書等の改定時に補足文を追加し、同月12日に開催した「平成25年度土木積算基準等研修」において、指摘事項の内容に併せて説明を行い、参加者に対して、同基準に基づいた適切な事務処理を行うよう徹底を図った。</p> <p>そのほか、工事の施工地域に応じた補正について掲載した書面を建設局内の全技術職員に対して配布することで、より一層の周知を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 工事中盛土の積算について</p> <p>本工事では、工事中道路築造に当たり、バックホウで掘削した現場内の土砂をダンプトラックで運搬し、工事中道路盛土に流用していたが、工事費の積算において以下の事例があった。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a ダンプトラック運搬費の算出に当たり、運搬距離を誤ったため、工事費の積算が過大となっていた。</li><li>b ダンプトラック運搬費の算出に当たり、適用する積込機種のバックホウの規格を誤ったため、工事費の積算が過小となっていた。</li><li>c 土砂のブルドーザ敷均し・締固め費を計上していなかったため、工事費の積算が過小となっていた。</li></ul> <p>工事内容に応じた積算基準の適用等を適切に行い、適正な積算をされたい。</p> <p style="text-align: right;">(雌鳥橋補修 (その2) 工事 調整管理課)</p>

講 じ た 措 置
<p>工事中道路盛土の積算について、平成25年7月18日に調整管理課補職者会議において、指摘事項の説明を行い、その内容を各補職者から係員に伝達するとともに、同日付け課長通知「平成24年度定期監査（工事）における指摘事項について（通知）」により、設計図書作成にあたっては、設計金額の積算に誤りが生じないように、土木工事標準積算基準書、同参考資料等の関係図書の内容を確認し、複数名による設計図書のチェックを強化するなど、積算内容の精査を十分に行うよう関係職員に周知した。</p> <p>また、建設局の取組として、指摘事項等を局内各課に周知するため、同年6月19日に通知を行い、同年8月12日に開催した「平成25年度土木積算基準等研修」において、指摘事項について説明を行い、参加者に対して、積算基準に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底を図った。</p>



指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 再委託の承認について</p> <p>京都市契約事務規則及び業務委託契約書によると、受注者が業務の一部を第三者に委託する場合は、市長の文書による承認が必要とされている。</p> <p>本業務では、業務の一部を第三者に委託していたが、京都市から承諾書を交付していないものがあった。</p> <p>委託業務の再委託については、京都市契約事務規則等に基づいて適正に事務処理を行われない。</p> <p style="text-align: right;">(千石荘公園再整備測量・実施設計業務委託 緑政課)</p>

講 じ た 措 置
<p>再委託の承認について、平成25年7月1日に緑政課補職者会で指摘事項の説明を行い、その内容を各補職者から係員に伝達するとともに、同月2日付け「平成24年度定期監査（工事）指摘事項について」により、京都市契約事務規則等に基づき、適正に事務処理を行うよう関係係員に周知した。</p> <p>また、建設局の取組として、指摘事項等を局内各課に周知するため、同年6月19日に通知を行い、同年8月12日に開催した「平成25年度土木積算基準等研修」において、指摘事項について説明を行い、参加者に対して、京都市契約事務規則等に基づいた適正な事務処理を行うよう徹底を図った。</p>

指 摘 事 項

ア 工事

(ア) 随意契約ガイドラインの運用について

a 京都市交通局工事の請負に係る随意契約ガイドラインによると、価格交渉を行ったときは、契約の決定において交渉の経過の記録を添付することとされているが、記録が残されていなかったものがあった。

b 京都市交通局工事の請負に係る随意契約ガイドラインによると、随意契約を行う場合にあっても、適正な価格の範囲内で、可能な限り低廉な価格で契約を締結するため、詳細な見積書を提出させることとされているが、内訳が一式で計上されているため、価格を精査できない見積書を受領していたものがあった。

価格交渉に当たっては、ガイドラインに従い、適正な事務を行うようにされたい。

(京都駅電動シャッター改修工事 技術監理課)

講 じ た 措 置

随意契約ガイドラインの運用について、今後、同様の誤りを生じさせないよう、平成25年7月25日に開催した技術監理課所属研修において、所属長から指摘内容及び随意契約ガイドラインを配布し、所属職員に対し、適正な事務を行うよう周知徹底した。

指 摘 事 項
<p>イ 工事，工事監理業務委託及び維持管理業務委託</p> <p>(ア) 労務費の積算について</p> <p>電気及び機械設備の工事及び工事監理業務委託並びに電気及び機械設備の維持管理業務委託に係る労務費の積算において，深夜労務費を深夜割増の他に労務費調整係数を乗じて算出しているが，同じ時間帯で工事を行っている軌道工事の積算においては，労務費調整係数を乗じていなかったため，高速鉄道部内で異なる取扱いとなっているものがあった。</p> <p>労務費の積算については，統一的な運用を図り，適正な積算をされたい。</p> <p style="text-align: right;">(東西線信号設備保守管理業務委託ほか 技術監理課，電気課)</p>

講 じ た 措 置
<p>労務費の積算について，直ちに高速鉄道部内で調整を図り，深夜労務費については，深夜割増のみの適用とし，労務費調整係数を乗じないことで統一するとともに，平成25年5月31日に文書にて高速鉄道部所属職員に周知した。</p> <p>また，電気課においては同年7月24日の所属研修において，所属長が，指摘内容及び同年5月31日通知文書をもとに，所属職員に対し，適正な事務を行うよう周知徹底した。</p> <p>技術監理課においては，同年7月25日の所属研修において，所属長が，指摘内容及び同年5月31日通知文書をもとに，所属職員に対し，適正な事務を行うよう周知徹底した。</p>

2 平成 23 年度定期監査（工事）（平成 24 年 3 月 29 日監査公表第 666 号）

（教育委員会事務局－1）

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 適用する工種区分について</p> <p>工事費の積算において、適用する主たる工種区分を誤り、「道路改良工事」の率を適用して間接工事費の計算をするべきところ、「道路維持工事」の率を適用したため、工事費の積算が過大となっていた。</p> <p>主たる工事内容による工種区分を適切に選定し、適正な積算に努められたい。</p> <p>（京都市立春日丘中学校道路及び水路改修工事 教育環境整備室）</p>

講 じ た 措 置
<p>間接工事費に適用する主たる工事の区分について、課内会議により関係職員に周知するとともに、平成 25 年 4 月 25 日付用地土木担当課長「平成 23 年度定期監査（工事）における指摘事項について（通知）」により、積算時における照査体制等について、関係職員に周知した。</p> <p>この通知に基づき、年度当初に、各業務案件に対して、実務経験者が務める照査担当を複数名配置し、照査体制の強化を図った。</p> <p>また、技術者の会議を定期的に設け、工事や積算に関する事項などについて、共通の認識を持つことができるよう、各種基準などの読み合わせのほか、情報交換などを行うこととした。</p>

指 摘 事 項

ア 工事

(イ) 共通仮設費及び現場管理費率の地域補正について

工事費の積算において、共通仮設費及び現場管理費については、工事の施工地域・工事場所を考慮した補正を行うこととされている。

本工事では、施工地域が市街地（人口集中地区）であるとして率を補正し工事予定価格を算定していたが、本工事の施工地域は市街地に該当せず工事費の積算が過大となっていた。

共通仮設費及び現場管理費については、工事の施工地域・工事場所を適切に考慮した補正を行い、適正な積算に努められたい。

(京都市立大原小中学校擁壁改修工事ほか 教育環境整備室)

講 じ た 措 置

共通仮設費及び現場管理費比率の地域補正について、課内会議により関係職員に周知するとともに、平成 25 年 4 月 25 日付用地土木担当課長「平成 23 年度定期監査（工事）における指摘事項について（通知）」により、積算時における照査体制等について、関係職員に周知した。

この通知に基づき、年度当初に、各業務案件に対して、実務経験者が務める照査担当を複数名配置し、照査体制の強化を図った。

また、技術者の会議を定期的に設け、工事や積算に関する事項などについて、共通の認識を持つことができるよう、各種基準などの読み合わせのほか、情報交換などを行うこととした。

指 摘 事 項

ア 工事

(ウ) 渡り廊下屋根拡張修繕について

計画・設計・施工において、以下の事例があった。

- a 渡り廊下の屋根拡張修繕において、建築基準法に基づく計画の通知及び確認済証の交付を受けることなく工事着手した。
- b 渡り廊下の主要部分である構造体（鉄骨，基礎コンクリート）の基準・規格について、適正な施工管理ができていなかった。

工事の施行にあたっては、法令に基づき計画し、適正な設計及び施工管理を行われたい。

(翔鸞小学校渡り廊下屋根拡張修繕 教育環境整備室)

講 じ た 措 置

計画通知及び確認済証等にかかる建築基準法上の手続きに不備があった点については、平成 24 年 11 月 9 日付で建築基準法第 12 条第 5 項に基づく建築主事への報告を行った。

構造体の規格確認等の不備については、設計者から建築士法第 20 条第 2 項の規定に基づいて「構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書」（平成 24 年 10 月 18 日付）により安全確認の報告を受け、安全性に問題がないことを確認した。

また、同様の事例があった場合には、計画通知及び確認済証等に係る建築基準法上の必要な手続きを行った上、設計図書に基いて適正な施工管理に努めることとした。

(監査事務局)